

■入居を希望される方へ

最新の募集案内

令和7年度 第2回募集のご案内

募集期間は、令和7年9月1日(月)～9月12日(金)までとなっております。

■申込書配布期間

令和7年9月1日(月)～9月12日(金)

■配布場所・時間

○市営住宅募集・管理センター(市役所第二庁舎5階)

平日 8時45分～17時15分

○新千里出張所(新千里東町)

平日 9時～17時15分

○庄内公民館(庄内幸町)

9時～21時

○とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ(エトレ豊中5階)

9時～21時30分(水曜日休館日)

募集住戸・申込資格等は次ページ及び上記へ配布する申込書をご参照ください。

豊中市営住宅入居申込案内書

令和7年9月募集

■募集期間

令和7年(2025年)

9月1日(月) ~ 9月12日(金)まで

■抽選日・会場

令和7年10月2日(木)午前10時開始

豊中市立地域共生センター西館(まるぷらっと西館)

3階 会議室3・4

■目次

1	申込みから入居まで	… P.2
2	入居時の注意事項	… P.3
3	共通申込資格	… P.4
4	裁量世帯について	… P.8
5	申込みの無効・失格について	… P.9
6	抽選の優遇措置について	… P.10
7	申込書の書き方	… P.11
8	月収額の計算方法	… P.12
9	よくある質問と回答例	… P.17
10	募集住宅一覧表	… P.22
11	募集住宅間取りイメージ図	… P.43
12	申込書・月収額計算表の記入例	… P.51

- (1)市営住宅は、市民の財産であり、住宅に困っておられる低額所得者の方のための賃貸住宅です。
- (2)豊中市民や豊中市内に勤務している方が申込みできます。
- (3)入居者全員の収入を毎年報告する必要があります。
- (4)犬や猫など動物の飼育は禁止です。
- (5)急な転勤などやむを得ない場合を除き、当選辞退はご遠慮ください。
- (6)市営住宅の住戸内の内装工事は必要最小限としており、室内には生活に支障を及ぼさないキズや汚れがあります。
- (7)市営住宅にて日常発生する小修繕の費用は、基本的に入居者の皆さまの負担となります。
- (8)その他いろいろな制限があります。申込みの際は、必ずこの案内書をお読みください！

1 申込みから入居まで

申込み受付...



- 令和7年9月12日(金)までに、案内書を同封している封筒に必要事項を記入した申込書を入れて、**切手(140円)を貼って**郵送してください。
- 申込期間末日の令和7年9月12日消印有効。
- 申込書に付いている郵便ハガキ2枚ともに**切手(85円)を貼って**ください。

抽選番号の通知...



- 令和7年10月1日(水)までに、ハガキで抽選番号をお知らせします。

公開抽選会...



- 抽選日・会場
- 令和7年10月2日(木)午前10時開始
豊中市立地域共生センター西館(まるぷらっと西館)
3階 会議室3・4【案内書裏表紙参照】
- 参加の有無は、当落に影響ありません。

抽選結果の通知...



- 令和7年10月14日(火)までに申込者全員に抽選結果通知のハガキを郵送します。
- 公開抽選会当日午後1時頃に、市営住宅募集・管理センター前に抽選結果を掲示します。また、当日中に同センターホームページにも抽選結果を掲載します。
- 電話での当落に関する問い合わせにはお答えできません。
- 当選住宅の事前内覧はできません。(車いす常用障害者向け住宅を除く。P.7参照)

入居資格審査...



- 当選された方について行います。日時・必要書類等は市営住宅募集・管理センターより案内します。

入居説明会...

- 入居後の注意事項や使用方法について説明します。
- 説明会后、鍵をお渡しします。

2 入居時の注意事項

(1)家賃・敷金

- ・家賃は毎年の収入に応じて変動します。
- ・収入を毎年申告する必要があります。
- ・敷金は、入居当初家賃の3か月分です。

(2)収入超過者・高額所得者の認定

- ・入居から3年経過し、一定の基準を超える収入がある方は、収入超過者または高額所得者と認定されます。
- ・収入超過者は近傍同種の住宅の家賃以下で市が定める家賃となります。
- ・高額所得者は近傍同種の住宅の家賃となり、住宅を返還していただきます。

(3)緊急連絡先

- ・ご入居時、緊急連絡先の登録が必要となります。

(4)共益費

- ・家賃とは別に共益費(共用部の維持管理費など)をお支払いしていただきます。(月額 2,000 円から4, 500円程度 ※住宅により異なります。)

(5)駐車場【有料】

- ・使用者資格や自動車規格に制限があります。また、空かない場合は、ご自身で住宅外の駐車場を確保してください。

(6)瞬間湯沸かし器の設置

- ・3か所給湯設備がない住宅については、瞬間湯沸かし器の設置は入居者負担となります。また、退去時は原状回復していただきます。
- ・3か所給湯設備がない住宅でも、浴槽と風呂釜は設置されていますので、お風呂は使用していただけます。

(7)自治会等

- ・各住宅の自治会等に参加していただき、自治会活動等に参加していただきます。また、入居者間での生活に関するトラブルに関しましては当事者同士、または自治会を通じて解決していただきます。

(8)住戸

- ・住戸内には生活に支障を及ぼさないキズや汚れがあります。また、市営住宅にて日常発生する小修繕の費用は、基本的に入居者の皆さまの負担となります。

(9)動物の飼育禁止

- ・市営住宅は、犬や猫などの動物は飼育(一時預かりも含む)できません。また、野鳥や野良猫の餌付けも禁止しています。

※ご不明点等ございましたら、募集・管理センターへお問合せください。

3-1 共通申込資格

次の①～⑥は、3-2から3-6までの共通申込資格です。

※ 基準日は、募集期間の末日です。

①現在、住宅の確保に困っていること

- ・申込者や同居予定者に持ち家がある方は、原則申込み不可。
ただし、持ち家の処分を予定されている方は、申込み可。その場合、入居資格審査時に所有権移転済登記簿謄本等の提出ができること。

②申込者本人が豊中市内在住または在勤(勤務予定者も可)であること

- ・在住とは、市内に住民登録があり、その住所で生活していること。
- ・在勤予定者の方は、入居資格審査時まで勤務できること。
- ・入居資格審査までに、住民票または在勤(在職)証明書等で証明できること。

③収入基準を満たしていること(世帯の月収額が下記の額以下であること)

一般世帯	裁量世帯【P.8を参照のこと】
158,000円以下 (一部住宅は、114,000円以下)	214,000円以下 (一部住宅は、139,000円以下)

④家賃を支払うことができること

- ・給与、年金(老齢・障害・遺族年金等)、その他所得や生活保護扶助費など収入があること。

⑤申込者本人や同居予定者が暴力団員でないこと

⑥過去に市営住宅、市営借上住宅に住んでいた方は、 不正な使用(無断退去・滞納など)をしたことがないこと

3-2 申込資格【2人・3人以上世帯向】

3-1の共通申込資格(P.4)の条件を満たし、次の条件に該当する方が申込みできます。

(1)同居または同居しようとする親族があること

(案内書等では、「同居予定者」といいます。)

- ・親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族。
- ・妊娠されている方の胎児は申込み人数には含みません。
- ・婚約者、内縁関係、パートナーシップ関係にある方も申込み可。
ただし、入居資格審査時まで以下の書類の提出が必要です。
 - (ア) 婚 約 者 ……入籍後の戸籍謄本、婚姻届受理証明書
 - (イ) 内 縁 関 係 ……住民票(夫(未届)妻(未届)の表記があるもの)
 - (ウ) パートナーシップ関係 ……パートナーシップの宣誓をしたことがわかる証明書類

3-3 申込資格【単身者向】

3-1の共通申込資格(P.4)の条件を満たし、次のいずれかに該当する方が申込みできます。

※ 基準日は、募集期間の末日です。

- (1) 60歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳(1～4級)をお持ちの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳(1～3級)をお持ちの方
- (4) 療育手帳をお持ちの方または同程度の障害を有すると子ども家庭センターもしくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長(他府県の場合はそれに準じる施設)により判定された方
- (5) 戦傷病者手帳(特別～第6項症または第1款症)をお持ちの方
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
- (7) 生活保護を受けている方
- (8) 海外からの引揚者(引揚後5年以内)
- (9) 平成8年3月31日までに、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方
- (10) DV 被害者(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する被害者で、婦人相談所長の証明または裁判所の保護命令決定通知書の写しを提出できる方)

3-4 申込資格【1人以上世帯向】

3-1の共通申込資格(P.4)の条件を満たし、次のいずれかに該当する方が申込みできます。

【1】単身者世帯(1人)で申込む場合

※ 基準日は、募集期間の末日です。

- (1) 60歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳(1～4級)をお持ちの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳(1～3級)をお持ちの方
- (4) 療育手帳をお持ちの方または同程度の障害を有すると子ども家庭センターもしくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長(他府県の場合はそれに準じる施設)により判定された方
- (5) 戦傷病者手帳(特別～第6項症または第1款症)をお持ちの方
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
- (7) 生活保護を受けている方
- (8) 海外からの引揚者(引揚後5年以内)
- (9) 平成8年3月31日までに、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方
- (10) DV 被害者(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する被害者で、婦人相談所長の証明または裁判所の保護命令決定通知書の写しを提出できる方)

【2】2人以上の世帯で申込む場合

3-2の共通申込資格(P.4)の条件を満たしていることが必要です。

3-5 申込資格【子育て世帯向】

3-1の共通申込資格(P.4)の条件と、3-2【2人・3人以上世帯向】(P.4)のすべての条件を満たし、同居予定者に募集期間末日現在において小学校就学前の子どもがいる世帯が申込みできます。

3-6 申込資格【車いす常用障害者向】

3-1の共通申込資格(P.4)の条件と、3-3の申込資格【単身者向】(P.5)または、3-2の申込資格【2人・3人以上世帯向】(P.4)を満たし、次のいずれかに該当し、車いすを常用する方のいる世帯が申込みできます。

- (1) 身体障害者手帳(1～4級)をお持ちの方
(当選後に車いすの常用の必要が明記されている医師の診断書をご提出していただく場合があります)
- (2) 精神障害者保健福祉手帳(1～2級)をお持ちの方で、当選後に車いすの常用の必要が明記されている医師の診断書をご提出できる方
- (3) 療育手帳(A、B1)をお持ちの方、または同程度の障害を有すると子ども家庭センターもしくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長(他府県の場合はそれに準じる施設)により判定された方で、当選後に車いすの常用の必要が明記されている医師の診断書をご提出できる方
- (4) 戦傷病者手帳(特別～第6項症または第1款症)をお持ちの方
(当選後に車いすの常用の必要が明記されている医師の診断書をご提出していただく場合があります)

△ 注意事項

- ・車いす常用障害者向け住宅は、車いすを利用しやすいよう一般の住戸と異なる仕様となっています。そのため、車いす常用障害者向け住宅に当選された方は10月7日(火)、8日(水)、9日(木)の10時～12時に住戸内の内覧をしていただくことが可能です。
ご希望の方は10月6日(月)までに管理センターにご連絡ください。
※住戸内の内覧は車いす常用障害者向け住宅のみとなります。それ以外の住宅につきましては、内覧はできません。

4 裁量世帯について

次の(1)～(9)のいずれかに該当する方がいる世帯は、月収額が214,000 円以下であれば申込みできます。(一部住宅は 139,000 円以下)

対象世帯	世帯要件
(1)身体障害者世帯	身体障害者手帳(1～4級)をお持ちの方がいる世帯。
(2)精神障害者世帯	精神障害者保健福祉手帳(1～2級)をお持ちの方がいる世帯。
(3)知的障害者世帯	療育手帳(A、B1)をお持ちの方、または同程度の障害を有すると子ども家庭センターもしくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長(他府県の場合はそれに準じる施設)により判定された方がいる世帯。
(4)戦傷病者世帯	戦傷病者手帳(特別～第6項症または第1款症)をお持ちの方がいる世帯。
(5)原子爆弾被爆者世帯	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯。
(6)海外からの引揚者世帯	海外からの引揚者(引揚後5年以内)がいる世帯。
(7)ハンセン病療養所入所者世帯	平成8年3月31日までに、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯。
(8)60歳以上の世帯	申込者が60歳以上であって、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上または18歳未満の方だけの世帯。 ※年齢は募集期間末日現在での満年齢です。
(9)子育て世帯	募集期間末日現在において小学校就学前の子どもがいる世帯。

5 申込みの無効・失格について

次の場合は申込みを無効とし、当選後に発覚した場合は失格とします。

○申込資格がないとき。

○必要事項の記載が不十分・不明確なとき。

○1枚の申込書に2つ以上の申込区分を記載または、1世帯で2通以上申込みをしたとき。

○所定の申込書以外の用紙で申込みをしたとき。

○申込書や提出書類に虚偽・不正の記載があったとき。

○指定期日までに入居手続きや敷金・家賃の納付等ができなかったとき。

○申込者または同居予定者が暴力団員であることが判明したとき。

○家族を不自然に分割・合併して申込みしたとき。

【例】・夫婦どちらか一方のみによる申込み。

・申込者や同居予定者以外に扶養されている人がいる場合。

・祖父母と扶養関係にない孫との申込み。

・兄弟姉妹での申込み。(両親死亡などの場合を除く。)

○申込書に記載された申込者や同居予定者が同時に入居できないとき。

○その他、この案内書記載の内容に違反したとき。

6 抽選の優遇措置について

次の条件に該当する方は、抽選において当選する確率を2倍にします。
ただし、優遇措置を受け当選された方が、資格審査の結果、優遇措置対象でなかったことが判明した場合は、失格とします。

また、車いす常用障害者向け住宅、子育て世帯向け住宅については、申込者全員が同一条件となるため、優遇措置の対象外となります。

※ 基準日は、募集期間の末日です。

- (1)申込者が60歳以上であって、同居予定者が配偶者(内縁を含む)、パートナーシップ関係、60歳以上または18歳未満の者のみである世帯。
- (2)申込者または同居予定者に、身体障害者手帳(1～4級)をお持ちの方がいる世帯。
- (3)申込者または同居予定者に、精神障害者保健福祉手帳(1～2級)をお持ちの方がいる世帯。
- (4)申込者または同居予定者に、療育手帳(A、B1)をお持ちの方、または同程度の障害を有すると子ども家庭センターもしくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長(他府県の場合はそれに準じる施設)により判定された方がいる世帯。
- (5)申込者または同居予定者に、戦傷病者手帳(特別～第6項症または第1款症)をお持ちの方がいる世帯。
- (6)申込者が配偶者のない方で、現に20歳未満の子どもを扶養しており、かつ、同居予定者がその子どものみである方。
- (7)同居予定者に、小学校就学前の子どもがいる世帯。

7 申込書の書き方

申込案内書最終ページにある【記入例】を参考に申込書の①～⑥を記入してください。
えんぴつや消せるボールペンで記入はしないでください。
申込み後に変更はできませんので間違いのないように記入してください。

①申込区分・住宅名

- ・募集住宅一覧表より、申込資格を満たすご希望の区分をひとつだけ選び、申込用紙の「申込区分」「住宅名」に記入してください。
- ・申込区分内に募集住宅が複数ある場合は、申込者は住宅の階層等を指定することはできません。

②申込者

【勤務先名】

- ・日雇いの方は、「日雇い」と記入し、現在の勤務地と電話番号を記入してください。
- ・事業所得(自営業など)の方は、屋号と事業内容を具体的に記入してください。

【職業・勤務先または学年】

- ・求職中の方は、「求職中」と記入して下さい。無職または生活保護を受けられている方は、○印をつけてください。

【所得の種別(年金の種類)】

- ・所得のある方は、「給与」「年金」「事業・その他」の該当するものに○印をつけてください。年金所得がある方は年金の種類を記入してください。例：国民年金・厚生年金など

【障害者手帳の等級(障害者手帳をお持ちの方のみ)】

- ・障害者手帳をお持ちの方は、該当する障害(身体、精神、療育)の横のかっこに等級を記入してください。例：身体(2)級

③同居予定者について

- ・同居予定者について、「申込者」の欄と同じようにすべて記入してください。なお、申し込み後の同居予定者の変更・追加はできません。
- ・「同居・別居」欄では、現在申込者と同居しているかどうか○印をつけてください。

④月収額が基準を満たしているか

- ・募集案内最終ページの【記入例】を参照して月収額を「月収額計算書」(P. 15～16)にて計算してください。月収額が3-1共通申込資格③(P. 4)の基準を満たしていることを確認したら、「はい」に○印をつけてください。
(計算方法は次のページ参照。)

⑤現在の世帯状況について

- ・(1)～(5)について、あてはまるものに○印をつけ、必要事項を記入してください。

⑥質問事項について(裏面)

- ・すべての質問について、「はい」か「いいえ」に○印をつけてください。

8 月収額の計算方法

世帯の月収額が、収入基準を満たしている方が申込みできます。
以下の方法で P. 15～16 の「月収額計算書」で世帯の月収額を計算し、収入基準を満たしているか確認してください。

【月収額とは】

申込者と同居予定者全員の年間総所得金額(下記①参照)から、該当する控除額(P. 14 参照)を引いた金額を12で割ったものが、月収額です。

①年間総所得金額の計算

申込者や同居予定者それぞれで年間総所得金額を計算し、合計します。

(1) 申込者や同居予定者が給与または年金所得がある場合は、それぞれの年間総所得を計算します。下記 A・次ページ B を参考にしてください。

(2) 申込者や同居予定者にその他の所得がある場合は、次ページ C を参考にしてください。

A 給与所得者

給与所得とは、給料、賞与、残業等の手当、アルバイトやパートの収入などを言います。

給与所得のある方

現在の状態	計算対象となる期間および金額
現在の勤務先に令和6年1月1日以前から引続き勤務している方	令和6年中の年間総収入金額 (令和6年分源泉徴収票の「支払金額」欄)
現在の勤務先に令和6年1月2日以降就職し、現在まで1年以上勤務している方	直近の給与支給月から遡って1年分の総収入金額
現在の勤務先に就職してから、現在まで勤務期間が1年未満の方	概算年収(※平均月収×12+賞与支給額) ※平均月収は、 (勤務を始められて2か月目から申込月の前月までの総収入金額－賞与支給額)÷(勤務を始められて2か月目から申込月の前月までの月数)で算出してください。
現在の勤務先に就職し、まだ給料(1か月分)を支給されていない方	概算年収 (雇用条件により支給される月給見込額×12)

B 年金所得者

年金所得とは、国民年金、厚生年金、恩給、企業年金等の収入をいいます。

年金所得のある方

現在の状態	計算対象となる期間および金額
現在年金・恩給を受給されている方	令和6年中の受取年金額。なお、年金額の改定や前年中に年金受給開始のあった方は、改定通知の支払年金額または年金証明書の支払年金額

C その他の所得者

その他の所得とは、事業所得、利子所得、不動産所得、雑所得の収入をいいます。
事業所得(自営業など)の方は、下図を参考にしてください。

事業所得のある方

現在の状態	計算対象となる期間および金額
令和6年1月1日以前から継続して同じ事業をしている方	令和6年中の年間所得(前年分所得の確定申告書により確認)
令和6年1月2日以降に事業を始め現在までに1年以上たっている方	直近月から遡って1年分の総所得金額
事業を始めてから現在まで1年未満で1か月以上たっている方	事業を始めた月の翌月分から申込月の前月分までの所得金額から計算した推定年間所得 (収入期間・計算の方法は前ページA 給与所得者の例にならってください。)
事業を始め、現在までに1か月にならない方	事業を始めてから現在までの総売上額及び経費から計算した推定年間所得 (収入期間・計算の方法は前ページA 給与所得者の例にならってください。)

【以下のものは、所得金額に含みません。】

- ・非課税年金(遺族年金、傷病年金、障害年金など)
- ・雇用保険、労働災害保険金、休業補償
- ・一時所得(短期譲渡所得、長期譲渡所得、退職金など)
- ・非課税とされているもの(生活保護扶助費、児童手当、児童扶養手当、通勤手当など)

②控除について

①で計算した申込者と同居予定者全員の年間総所得金額から、下記一覧より該当する控除額を引いてください。

※ 控除の内容を証明できるものがないときは、控除できないことがあります。

※ 基準日は、募集期間の末日です。

控除の種類	控除を受けることのできる方	控除額
①同居および遠隔地扶養親族控除	入居しようとする親族(申込者除く)および所得税法上の遠隔地扶養親族。	38万円
②老人控除対象配偶者控除 ③老人扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、70歳以上の方。	10万円
④扶養親族控除	所得税法上の扶養親族(配偶者を除く)のうち、16歳以上23歳未満の方。 ※従前の特定扶養控除のこと。 ※離婚した配偶者の扶養を受けている場合は対象外です。	25万円
⑤障害者控除	次のいずれかに該当する方。 ・身体障害者手帳の交付を受けている方。 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方。 ・療育手帳の交付を受けている方。 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方など。	27万円
⑥特別障害者控除	次のいずれかに該当する方。 ・身体障害者手帳の交付を受けている方で、1級または2級に該当する方。 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第3項症までに該当する方。 ・療育手帳の交付を受けている方で、総合判定 A に該当する方。 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、1級に該当する方など。	40万円
⑦寡婦控除	ひとり親に該当せず、次のいずれかに該当する方 (1)夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で合計所得金額が500万円以下の人 (2)夫と死別した後、婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人	27万円 (所得金額が27万円未満の場合はその額)
⑧ひとり親控除	入居しようとする方のうち、婚姻していないことまたは配偶者の生死が明らかでない、次の(1)～(3)のすべての要件に該当する方 (1)その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 (2)生計を一にする子がいること。この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。 (3)合計所得金額が500万円以下であること。	35万円 (所得金額が35万円未満の場合はその額)

★ 前のページの続き ★

年間給与所得 ↓	年間給与所得 ↓	年間給与所得 ↓	年間年金所得 ↓	年間年金所得 ↓	年間所得
A	B	C	D	E	
円	円	円	円	円	円

下記の該当する控除額の合計額を記入してください。(各控除の内容については、申込案内書P. 14を参照してください。)

①同居予定者および 遠隔地扶養親族控除	②老人控除対象配偶 者 ③老人扶養控除	④扶養親族控除	⑤障害者控除	⑥特別障害者控除	⑦寡婦控除	⑧ひとり親控除
同居しようとする親族 (申込者本人を除く)、 および遠隔地扶養親族	扶養親族で70歳以上 の人	扶養親族で16歳以 上、23歳未満の人	障害者の人	特別障害者の人 ・身体障害者手帳 1級または2級 ・療育手帳総合判定「A」 ・精神障害者保健福祉手帳 1級	寡婦で、上記計算後所 得のある人 (27万円未満のときは その額)	税法上のひとり親控 除を受けている人
38万円 × 人 = 万円	10万円 × 人 = 万円	25万円 × 人 = 万円	27万円 × 人 = 万円	40万円 × 人 = 万円	27万円 × 人 = 万円	35万円 × 人 = 万円

年間総所得金額合計	控除額の合計	控除後の年間所得金額	月収額
F			
円	円	円	円

$\text{F} - \text{年間総所得金額合計} = \text{控除後の年間所得金額}$
 $\text{控除後の年間所得金額} \div 12 = \text{月収額}$

月収額が158,000円(裁量世帯に該当する方は214,000円)以下の方は申込みできます。
 ※一部住宅につきましては月収額が114,000円(裁量世帯に該当する方は139,000円)以下の方は申込みできます。

9 よくある質問と回答例

問1:豊中市営住宅に申込みしましたが、大阪府営住宅など他の住宅に申込みはできますか？

答1:それぞれの資格要件を満たしていれば申込みできます。

問2:抽選の結果はどうすればわかりますか？

答2:抽選結果は当落に関わらず全員にハガキにてお知らせします。また、公開抽選会当日の午後1時から、市営住宅募集・管理センター(市役所第二庁舎5階)に掲示するとともに、同センターホームページにも掲載する予定です。
※電話での当落に関する問い合わせにはお答えできません。

問3:家賃はどのくらいですか？

答3:家賃は申込者と同居予定者全員の収入によって計算されます。
また入居される住宅の築年数や、広さなどによっても家賃は異なります。
参考として募集住宅一覧表に計算後の月収額別の予定家賃を記載しております。
※家賃の他に共益費等が必要となります。

問4:婚約者がいます。結婚する予定で申込みはできますか？

答4:条件付きで申込みできます。
条件は、入居資格審査までに婚姻が成立することです。同審査にて戸籍謄本又は婚姻届受理証明書を提出いただき、条件成就(婚姻成立の有無)を確認します。申込書の続柄欄には「婚約者」と記入し、(4)の「カ.」に予定時期を記入してください。
※ 婚姻が成立していない場合は、失格となります。

問5:婚姻届は出していないのですが内縁の妻(夫)と一緒に住んでいます。申込みはできますか？

答5:条件付きで申込みできます。
条件は、募集期間の末日現在において、次の①～②を満たしていることです。
① 住民票の続柄欄が「夫(未届)または妻(未届)」となっていること
② 他に婚姻関係にある者がいないこと
入居資格審査にて住民票を提出いただき、条件成就を確認します。
申込書の続柄欄には「夫(未届)または妻(未届)」と記入してください。
※現在同居していない場合は内縁関係とは言えないため、申込みはできません。

問6:パートナーシップ関係にあるカップルですが、申込みはできますか？

答6:条件付きで申込みできます。

条件は、パートナーシップの宣誓をしたことがわかる証明書類により、その事実が確認できることです。入居資格審査にて宣誓にかかる証明書類を提示いただき、条件成就を確認します。申込書の続柄欄には「パートナーシップ関係」と記入してください。

※ 証明書類は、募集期間の末日までに発行されている必要があります。

※ 証明書類を提出できない場合は、失格となります。

問7:持ち家(分譲マンション、戸建て等)がありますが申込みはできますか？

答7:原則申込みできません(同居しようとする者に持ち家がある場合も同様です)。ただし、持ち家を処分する予定であれば、条件付きで申込みできます。

条件は、次の①～②を満たしていることです。

① 入居資格審査にて処分予定であることを確認できること

② 入居日までに所有権移転を完了できること

所有権移転が完了次第、登記済謄本等を提出していただき、事実確認をします。

※ 所有権移転を完了できない場合は、入居の承認を取り消します。

問8:現在共有名義の持ち家がありますが、申込みはできますか？

答8:原則申込みできません(同居しようとする者に共有名義の持ち家がある場合も同様です)。ただし、市営住宅に入居しようとする方のうち、合計の持分が $1/2$ 以下であれば申込みできます。これは申込者の持分のみでなく、同居予定者も含んだ合計の持分です。入居資格審査にて登記済謄本等を提出いただき、持分が $1/2$ 以下であることを確認します。

問9:遠隔地扶養をしています。控除してもよいですか？

答9:所得税法上認められていれば控除できます(単に仕送りをしているというだけでは該当しません)。入居資格審査にて課税証明書や源泉徴収票などを提出いただき、事実確認をします。

※ 事実確認の結果控除できず、月収額が収入基準額を上回った場合、失格となります。

問10:申込み後、同居予定者は変更できますか？

答10:変更できません。(募集期間末日の翌日以降)

ただし、次の①、②の場合は再審査をします。

- ① 申込者または同居予定者が死亡したとき
- ② 申込み後に出生した場合

問11:夫から DV(ドメスティック・バイオレンス)を受けており、自身に子供がいます。
母子世帯として申込みはできますか？

答11:配偶者との同居・別居を問わず、条件付きで申込みできます。

条件は、次の①～②を満たしていることです。

- ① 入居資格審査にてDVであることが確認できること
- ② 母子世帯の要件である20歳未満の子のみを扶養していること

同審査にて事実確認できる書類を提出いただき、条件成就を確認します。申込書の(4)の「ク. その他」に○印を付け、()内に「DVにより」と記入してください。

※ 20歳未満の子であっても、年収が103万円以上であれば、扶養していることにならないため申込みできません。

※ 事実確認ができない場合は、失格となります。

問12:夫から DV(ドメスティック・バイオレンス)を受けています。単身者として申込みはできますか？

答12:条件付きで申込みできます。

条件は、次の①または②に該当していることです。

- ① 婦人相談所または婦人保護施設における保護を受けてから5年以内の被害者
- ② 配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の被害者

上記①または②に該当する者であることの証明を婦人相談所や裁判所などで取得のうえ入居資格審査にて提出いただき、条件成就を確認します。申込書の(4)の「ク. その他」に○印を付け、()内に「DVにより」と記入してください。

※ 生活の本拠を共にする(結婚生活に類する共同生活を営んでいる)交際をしている相手から暴力を受けている方を含みます。

※ 事実確認ができない場合は、失格となります。

問13:配偶者との離婚を考えていますが、申込みはできますか？

答13:① 離婚協議等をしていない場合

申込みできません。

戸籍上離婚しておらず、かつ現に同居している場合、夫婦別居のための住宅確保を目的とする申込みであり、不自然な世帯分離に該当すると判断します。

② 離婚協議中(調停中、裁判中を含む)の場合

配偶者との同居・別居を問わず、条件付き申込みできます。

条件は、入居資格審査までに離婚が成立することです。同審査にて戸籍謄本を提出いただき、条件成就(離婚成立の有無)を確認します。申込書の(4)の「ク.その他」に○印を付け()内に「配偶者とは離婚予定」と記入してください。

※ 離婚が成立していない場合は失格となります。

問14:配偶者と既に別居していますが、戸籍上離婚が成立していません。申込みはできますか？

答14:条件付きで申込みできます。

条件は、募集期間の末日現在において、次の①～②の状態がいずれも1年以上続いていることです。

① 配偶者と別居中である

② 配偶者と生計を一にしていない

入居資格審査にて住民票(別居中の配偶者含む)等を提出いただき、事実確認をします。

※ 子が同居する場合、子も条件を満たす必要があります。

※ 事実確認ができない場合は、失格となります。

問15:現在無職ですが、入居するまでには働きたいと考えています。申込みはできますか？

答15:条件付きで申込みできます。

条件は、次の①～②を満たしていることです。

① 入居資格審査までに就職すること

② 就職先の1か月分の収入実績に基づき計算した月収額が、収入基準額を下回ること

なお、申込書は、次のとおり記入してください。

【新しい勤め先が内定しているなど、勤務することが確実な方】

・職業・勤務先または学年欄に「就職予定」と記入のうえ、勤務予定年月を記入

・勤務先欄に、勤務予定先の名称、所在地、電話番号を記入

・給与所得の方は、所得の種別欄「給与」に○印を付ける。

・事業所得の方は、所得の種別欄「事業・その他」に○を付ける。

・給与所得・事業所得とも申込書の勤務先欄に名称、勤務先の所在地、勤務先電話番号欄は記入してください。

【現在求職中の方】

・職業・勤務先または学年欄に「求職中」と記入

※ 就職しなかった場合は、失格となります。

問16:収入基準の参考はありますか？

答16:下記の表をご参考にしてください。

※下記表は、申込世帯のなかに所得のある方が1人で、世帯のなかに特別控除対象者がいない場合の参考例です。実際は申込世帯により、所得のある人数・特別控除などが異なります。

※所得基準の異なる申込区分もあります。

(単位:円)

	単身	同居および遠隔地扶養親族数(申込者本人を除いた数)				
		1人	2人	3人	4人	5人
家族の中に 給与所得者が1人 の場合の 年間総収入金額	2,967,999 (3,887,999) 以下	3,511,999 (4,363,999) 以下	3,995,999 (4,835,999) 以下	4,471,999 (5,311,999) 以下	4,947,999 (5,787,999) 以下	5,423,999 (6,263,999) 以下
家族の中に その他所得者が 1人の場合の年間 総所得金額	1,896,000 (2,568,000) 以下	2,276,000 (2,948,000) 以下	2,656,000 (3,328,000) 以下	3,036,000 (3,708,000) 以下	3,416,000 (4,088,000) 以下	3,796,000 (4,468,000) 以下
家族の中に 年金所得者(65歳 以上)が1人の場合 の年間総収入金額	3,096,000 (3,924,000) 以下	3,534,666 (4,391,764) 以下	4,041,333 (4,838,823) 以下			

▲カッコ()内は裁量世帯の場合の額を示しています。裁量世帯については P.8を参照のこと。

10 募集住宅一覧表

- ・申込区分内の形式・面積・階層・家賃は指定できません。
当選後も入居住戸の選択はできません。
- ・車いす常用障害者向け住宅は、住宅の構造・竣工年度により仕様が異なります。入居される方の状況に合わせた改修はできません。(詳しくは、豊中市営住宅募集・管理センターまでお問い合わせください。)
- ・家賃は、「月収額計算書」(P.15～P.16)で算定した月収額を基に、募集住宅一覧表内の「計算後の月収額別の予定家賃」の金額を目安にしてください。
- ・学校区については、豊中市ホームページ「学校一覧」にて確認してください。

目次

申込資格	住宅名	ページ
単身者向	三国・原田・二葉第3	23～26
1人以上世帯向	新千里南・熊野南	27～28
2人以上世帯向	刀根山・北条西・宮山・向丘 二葉第3・島江・服部西・大黒	29～32
3人以上世帯向	熊野・服部寿	33～34
子育て世帯向 (2人以上世帯向)	上津島・原田・二葉第2	35～36
子育て世帯向 (3人以上世帯向)	三国	35～36
車いす常用障害者向 (単身者向)	向丘	37～38
車いす常用障害者向 (2人以上世帯向)	宮山・原田・服部西	39～40
車いす常用障害者向 (3人以上世帯向)	三国・島江西	41～42

募集住宅一覧表

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。) <基準日は、募集期間末日現在>	申込 区分	募集 戸数	住宅名	竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
単身者向 * 3－1の共通申込資格（P. 4）の条件を満たし、次の①～⑩のいずれかに該当する方が申込みできます。 ① 6 0歳以上の方 ②身体障害者手帳（1～4級）をお持ちの方 ③精神障害者保健福祉手帳（1～3級）をお持ちの方 ④療育手帳をお持ちの方または同程度の障害を有すると子ども家庭センターもしくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長（他府県の場合はそれに準じる施設）により判定された方 ⑤戦傷病者手帳（特別～第6項症または第1款症）をお持ちの方 ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方 ⑦生活保護を受けている方 ⑧海外からの引揚者（引揚げ5年内） ⑨平成8年3月31日までに、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方 ⑩ DV 被害者（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する被害者で、婦人相談所長の証明または裁判所の保護命令決定通知書の写しを提出できる方）	601	2戸	三国 (2階)	H 8	2階	有	1DK	33.0	有
	602	1戸	三国 (3階)	H 8	3階	有	1DK	33.0	有
	603	2戸	三国 (4階)	H 8	4階	有	1DK	33.0	有
	604	1戸	三国 (6階)	H 8	6階	有	1DK	33.0	有
	605	1戸	三国 (8階)	H 8	8階	有	1DK	33.0	有

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近1年間 応募倍率	3か所給湯 (台所・風呂・洗面)
一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000			小学校	中学校		
14,300 ～ 21,200	～ 28,000	三国 2丁目1番	三国駅 徒歩8分	千成	第七	16.9倍	あり
14,300 ～ 21,200	～ 28,000	三国 2丁目1番	三国駅 徒歩8分	千成	第七		
14,300 ～ 21,200	～ 28,000	三国 2丁目1番	三国駅 徒歩8分	千成	第七		
14,300 ～ 21,200	～ 28,000	三国 2丁目1番	三国駅 徒歩8分	千成	第七		

募集住宅一覧表

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。) ＜基準日は、募集期間末日現在＞	申込 区分	募集 戸数	住宅名	竣工 年度	募集 階層	エレベーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
単身者向 * 3－1の共通申込資格（P. 4）の条件を満たし、次の①～⑩のいずれかに該当する方が申込みできます。 ① 60歳以上の方 ②身体障害者手帳（1～4級）をお持ちの方 ③精神障害者保健福祉手帳（1～3級）をお持ちの方 ④療育手帳をお持ちの方または同程度の障害を有すると子ども家庭センターもしくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長（他府県の場合はそれに準じる施設）により判定された方 ⑤戦傷病者手帳（特別～第6項症または第1款症）をお持ちの方 ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方 ⑦生活保護を受けている方 ⑧海外からの引揚者（引揚後5年内） ⑨平成8年3月31日までに、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方 ⑩ DV 被害者（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する被害者で、婦人相談所長の証明または裁判所の保護命令決定通知書の写しを提出できる方）	606	1戸	原田 (4階)	H 8	4階	有	1DK	39.9	有
	607	1戸	原田 (6階)	H 8	6階	有	1DK	39.9	有
	608	1戸	二葉第3 (7階)	H27	7階	有	1DK	37.8	有

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近1年間 応募倍率	3か所給湯 (台所・風呂・洗面)
一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000			小学校	中学校		
17,300 ～ 25,700	～ 33,900	原田元町 2丁目21番	曾根駅 徒歩14分	原田	第一	33.0倍	あり
17,300 ～ 25,700	～ 33,900	原田元町 2丁目21番	曾根駅 徒歩14分	原田	第一		
17,700 ～ 26,400	～ 34,800	二葉町 1丁目15番	神崎川駅 徒歩15分	庄内西	第七	6.0倍	

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。) ＜基準日は、募集期間末日現在＞	申込 区分	募集 戸数	住宅名	竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
1人以上世帯向 *階数・間取等をよくご確認のうえ、 お申込みください。 * 3－1の共通申込資格（P.4）の 条件を満たし、次のいずれかに該当 する方が申込みできます。 【1】単身世帯（1人）で申込む場 合 ※ 基準日は、募集期間の末日です。 （1） 60歳以上の方 （2） 身体障害者手帳（1～4級） をお持ちの方 （3） 精神障害者保健福祉手帳（1 ～3級）をお持ちの方 （4） 療育手帳をお持ちの方または 同程度の障害を有すると子ども家庭 センターもしくは大阪府障がい者自 立相談支援センターの長（他府県の 場合はそれに準じる施設）により判 定された方 （5） 戦傷病者手帳（特別～第6項 症または第1款症）をお持ちの方 （6） 原子爆弾被爆者に対する援護 に関する法律第11条第1項の規定 による厚生労働大臣の認定を受けて いる方 （7） 生活保護を受けている方 （8） 海外からの引揚者（引揚後5 年以内） （9） 平成8年3月31日までに、 厚生労働大臣が定めるハンセン病療 養所に入所していた方 （10） DV被害者（「配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護等に関 する法律」に規定する被害者で、婦 人相談所長の証明または裁判所の保 護命令決定通知書の写しを提出でき る方） 【2】2人以上の世帯で申込む場合 （1）同居または同居しようとする親 族があること（案内書等では、「同 居予定者」といいます。） ・親族とは、6親等内の血族、配偶者、 3親等内の姻族。 ・妊娠されている方の胎児は申込み 人数には含みません。 ・婚約者、内縁関係、パートナーシッ プ関係にある方も申込み可。	101	2戸	新千里南 (1階)	S48	1階	無	3DK	48.8	有
	102	1戸	熊野南 (2階)	S47	2階	無	3K	42.3	有

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近1年間 応募倍率	3か所給湯 (台所・風呂・洗面)
一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000			小学校	中学校		
13,600 ～ 20,300	～ 26,800	新千里南町 3丁目4番	桃山台駅 徒歩8分	南丘	第九	17.0倍	なし ☐ 台所の瞬間湯沸 かし器の設置は、 入居者負担です。 ※浴室には、浴槽 と風呂釜を設置し ているので、瞬間 湯沸かし器を設置 しなくても入浴で きます。
11,600 ～ 17,300	～ 22,800	東泉丘 2丁目7番	桃山台駅 徒歩16分	東泉丘	第十七		

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。)	申込 区分	募集 戸数	住宅名	竣工 年度	募集 階層	エレベーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
2人以上世帯向 *階数・間取等をよくご確認ください。 お申込みください。	201	1戸	刀根山 (1階)	S43	1階	無	3DK	58.0	有
	202	1戸	刀根山 (4階)	S43	4階	無	3DK	58.0	有
	203	1戸	北条西 (1階)	S58	1階	無	3DK	59.4	有
	204	1戸	宮山 (2階)	S61	2階	無	3DK	57.1	有
	205	1戸	向丘 (4階)	H9	4階	有	2DK	52.9	有
	206	1戸	二葉第3 (6階)	H27	6階	有	2DK	55.3	有

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近 1 年間 応募倍率	3 か所給湯 （台所・風呂・洗面）
一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000			小学校	中学校		
17,100 ～ 25,400	～ 33,500	刀根山 5 丁目 3 番	蛭池駅 徒歩 8 分	刀根山	第十三	10.0 倍	なし □台所の瞬間湯沸かし器の設置は、入居者負担です。 ※浴室には、浴槽と風呂釜を設置しているので、瞬間湯沸かし器を設置しなくても入浴できます。
17,100 ～ 25,400	～ 33,500	刀根山 5 丁目 3 番	蛭池駅 徒歩 8 分	刀根山	第十三		
19,500 ～ 29,100	～ 38,400	北条町 1 丁目 12 番	服部天神駅 徒歩 13 分	北条	第十六		
19,600 ～ 29,200	～ 38,500	宮山町 4 丁目 8 番	桜井駅 徒歩 16 分	桜井谷	第二	6.0 倍	
23,000 ～ 34,200	～ 45,200	向丘 3 丁目 9 番	少路駅 徒歩 16 分	野畑	第十四	13.7 倍	あり
25,900 ～ 38,600	～ 50,900	二葉町 1 丁目 15 番	神崎川駅 徒歩 15 分	庄内西	第七		

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。)	申込 区分	募集 戸数	住宅名	竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
2人以上世帯向 *階数・間取等をよくご確認のうえ、 お申込みください。	301	1戸	島江 (3階)	S51	3階	無	3DK	52.6	有
	302	1戸	島江 (5階)	S51	5階	無	3DK	52.6	有
	303	2戸	服部西 (2階)	H5	2階	有	2DK	49.2	有
	304	1戸	大黒 (4階)	H10	4階	有	2DK	53.9	有

計算後の月収額別の予定家賃 (単位：円)		所在地	交通機関	学校区		直近 1 年間 応募倍率	3 か所給湯 (台所・風呂・洗面)
【 注 】 基準月収額が異なります！				小学校	中学校		
一般世帯 月収額 0 ～ 114,000	裁量世帯 ～ 139,000						
◎この区分の住宅は、 基準月収額が異なりますので ご注意ください。							
15,500 ～ 17,900	～ 20,400	大黒町 3丁目1番	神崎川駅 徒歩 15 分	庄内南	第七	4.5 倍	なし
◎この区分の住宅は、 基準月収額が異なりますので ご注意ください。							□台所の瞬間湯沸 かし器の設置は、 入居者負担です。
15,500 ～ 17,900	～ 20,400	大黒町 3丁目1番	神崎川駅 徒歩 15 分	庄内南	第七		※浴室には、浴槽 と風呂釜を設置し ているので、瞬間 湯沸かし器を設 置しなくても入浴 できます。
◎この区分の住宅は、 基準月収額が異なりますので ご注意ください。							
21,000 ～ 24,200	～ 27,700	服部西町 4丁目5番	服部天神駅 徒歩 15 分	豊島北	第一		
◎この区分の住宅は、 基準月収額が異なりますので ご注意ください。							あり
23,500 ～ 27,200	～ 31,100	大黒町 2丁目19番	神崎川駅 徒歩 16 分	庄内南	第七		

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。)	申込 区分	募集 戸数	住宅名	竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
	401	1戸	熊野 (2階)	H2	2階	無	3DK	60.8	有
3人以上世帯向 *階数・間取等をよくご確認のうえ、 お申込みください。	申込 区分	募集 戸数	住宅名	竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
	402	1戸	服部寿 (6階)	H7	6階	有	3DK	64.9	有

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近1年間 応募倍率	3か所給湯 （台所・風呂・洗面）
一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000			小学校	中学校		
22,100 ～ 32,900	～ 43,400	熊野町 3丁目19番	桃山台駅 徒歩 16 分	熊野田	第十五		なし ☐ 台所の瞬間湯沸かし器の設置は、入居者負担です。 ※浴室には、浴槽と風呂釜を設置しているので、瞬間湯沸かし器を設置しなくても入浴できます。

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近1年間 応募倍率	3か所給湯 （台所・風呂・洗面）
【 注 】 基準月収額が異なります！				小学校	中学校		
一般世帯 月収額 0 ～ 114,000	裁量世帯 ～ 139,000	服部寿町 3丁目7番	服部天神駅 徒歩 13 分	豊島	第四		あり
28,000 ～ 32,300	～ 36,900						
◎この区分の住宅は、 基準月収額が異なりますので ご注意ください。							

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。) 〈基準日は、募集期間末日現在〉	申込 区分	募集 戸数	住宅名	竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
子育て世帯向 (2人以上世帯向) 同居者に募集期間末日現在において 小学校就学前の子供がいる2人以上 の世帯 ★抽選優遇対象外区分です。	701	1戸	上津島 (5階)	H1	5階	有	3DK	56.7	有
	702	1戸	原田 (2階)	H8	2階	有	2DK	59.0	有
	703	1戸	二葉第2 (5階)	H8	5階	有	2DK	56.4	有

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。) 〈基準日は、募集期間末日現在〉	申込 区分	募集 戸数	住宅名	竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
子育て世帯向 (3人以上世帯向) 同居者に募集期間末日現在において 小学校就学前の子供がいる3人以上 の世帯 ★抽選優遇対象外区分です。	711	1戸	三国 (13階)	H8	13階	有	3LDK	62.7	有

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近1年間 応募倍率	3か所給湯 (台所・風呂・洗面)
一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000			小学校	中学校		
21,600 ～ 32,200	～ 42,500	上津島 1丁目12番	庄内駅 徒歩 19分	豊島西	第一	2.0倍	なし ☐ 台所の瞬間湯沸かし器の設置は、入居者負担です。 ※浴室には、浴槽と風呂釜を設置しているので、瞬間湯沸かし器を設置しなくても入浴できます。
25,500 ～ 38,000	～ 50,200	原田元町 2丁目21番	曽根駅 徒歩 14分	原田	第一		あり
24,400 ～ 36,400	～ 47,900	二葉町 1丁目14番	神崎川駅 徒歩 15分	庄内西	第七		

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近1年間 応募倍率	3か所給湯 (台所・風呂・洗面)
一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000			小学校	中学校		
27,100 ～ 40,400	～ 53,300	三国 2丁目1番	三国駅 徒歩 8分	千成	第七	5.3倍	あり

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。)	申込 区分	募集 戸数	住宅名	竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
車いす常用障害者向 (単身者向) 次の①～④のいずれかに該当し、日常生活において車いすを常用する方のいる世帯 ①身体障害者手帳（１～４級）をお持ちの方 ②精神障害者保健福祉手帳（１～２級）をお持ちの方で、当選後に車いすの常用の必要が明記されている医師の診断書をご提出できる方 ③療育手帳（Ａ、Ｂ１）をお持ちの方、または同程度の障害を有すると子ども家庭センターもしくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長（他府県の場合はそれに準じる施設）により判定された方で、当選後に車いすの常用の必要が明記されている医師の診断書をご提出できる方 ④戦傷病者手帳（特別～第６項症または第１款症）をお持ちの方（当選後に車いすの常用の必要が明記されている医師の診断書をご提出していただく場合があります） ※この住宅の構造は、一般住宅と異なります。詳しくは市営住宅募集・管理センターまでお問い合わせください。 ★抽選優遇対象外区分です。	901	１戸	向丘 (1階)	H9	１階	有	1DK	35.4	有

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近１年間 応募倍率	３か所給湯 (台所・風呂・洗面)
一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000			小学校	中学校		
15,400 ～ 22,900	～ 30,200	向丘 3丁目9番	少路駅 徒歩 16分	野畑	第十四		あり

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。)	申込 区分	募集 戸数	住宅名	竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
車いす常用障害者向 (2人以上世帯向) 次の①～④のいずれかに該当し、日常生活において車いすを常用する方 のいる世帯 ①身体障害者手帳（1～4級）をお持ちの方 ②精神障害者保健福祉手帳（1～2級）をお持ちの方で、当選後に車いすの常用の必要が明記されている医師の診断書をご提出できる方 ③療育手帳（A、B 1）をお持ちの方、または同程度の障害を有すると子ども家庭センターもしくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長（他府県の場合はそれに準じる施設）により判定された方で、当選後に車いすの常用の必要が明記されている医師の診断書をご提出できる方 ④戦傷病者手帳（特別～第6項症または第1款症）をお持ちの方（当選後に車いすの常用の必要が明記されている医師の診断書をご提出していただく場合があります） ※この住宅の構造は、一般住宅と異なります。詳しくは市営住宅募集・管理センターまでお問い合わせください。 ★抽選優遇対象外区分です。	911	1戸	宮山 (1階)	S61	1階	無	3DK	59.8	有
	912	1戸	原田 (1階)	H8	1階	有	2DK	58.6	有
	申込 区分	募集 戸数	住宅名	竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
	913	1戸	服部西 (1階)	H5	1階	有	2LDK	62.1	有

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近1年間 応募倍率	3か所給湯 (台所・風呂・洗面)
一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000			小学校	中学校		
21,900 ～ 32,600	～ 43,000	宮山町 4丁目8番	桜井駅 徒歩 16分	桜井谷	第二	応募者 なし	あり
25,400 ～ 37,800	～ 49,800	原田元町 2丁目21番	曾根駅 徒歩 14分	原田	第一		
計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近1年間 応募倍率	3か所給湯 (台所・風呂・洗面)
【注】基準月収額が異なります！ 一般世帯 月収額 0 ～ 114,000	裁量世帯 ～ 139,000			小学校	中学校		
26,500 ～ 30,600	～ 35,000	服部西町 4丁目5番	服部天神駅 徒歩 15分	豊島北	第一		あり

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。)	申込 区分	募集 戸数	住宅名	竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
車いす常用障害者向 (3人以上世帯向) 次の①～④のいずれかに該当し、日常生活において車いすを常用する方のいる世帯 ①身体障害者手帳（1～4級）をお持ちの方 ②精神障害者保健福祉手帳（1～2級）をお持ちの方で、当選後に車いすの常用の必要が明記されている医師の診断書をご提出できる方 ③療育手帳（A、B 1）をお持ちの方、または同程度の障害を有すると子ども家庭センターもしくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長（他府県の場合はそれに準じる施設）により判定された方で、当選後に車いすの常用の必要が明記されている医師の診断書をご提出できる方 ④戦傷病者手帳（特別～第6項症または第1款症）をお持ちの方（当選後に車いすの常用の必要が明記されている医師の診断書をご提出していただく場合があります） ※この住宅の構造は、一般住宅と異なります。詳しくは市営住宅募集・管理センターまでお問い合わせください。 ★抽選優遇対象外区分です。	921	1戸	三国 (1階)	H8	1階	有	3LDK	78.5	有
	922	1戸	島江西 (1階)	H8	1階	有	3DK	66.4	有

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近1年間 応募倍率	3か所給湯 (台所・風呂・洗面)
一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000			小学校	中学校		
34,000 ～ 50,600	～ 66,700	三国 2丁目1番	三国駅 徒歩8分	千成	第七	応募者 なし	あり
28,700 ～ 42,800	～ 56,500	島江町 1丁目2番	神崎川駅 徒歩17分	庄内南	第七	応募者 なし	

11 【募集住宅間取りイメージ図】

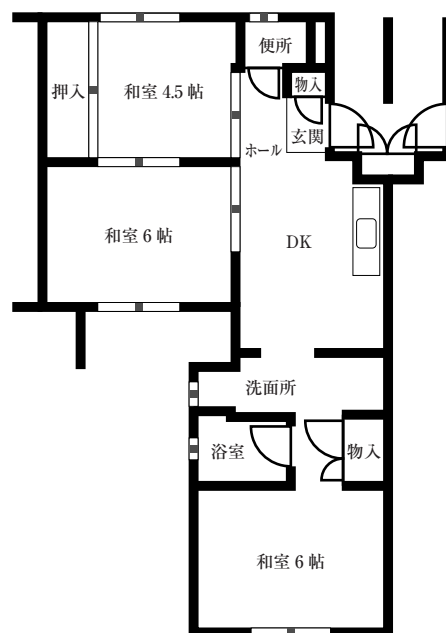
※この間取図面は建築当時の図面であり、あくまでも参考図面になります。

反転している場合などがあり、現状の状態が優先されますのでご了承ください。

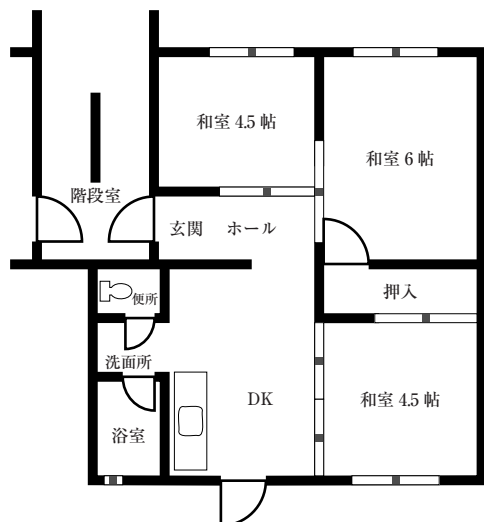
刀根山住宅 3DK



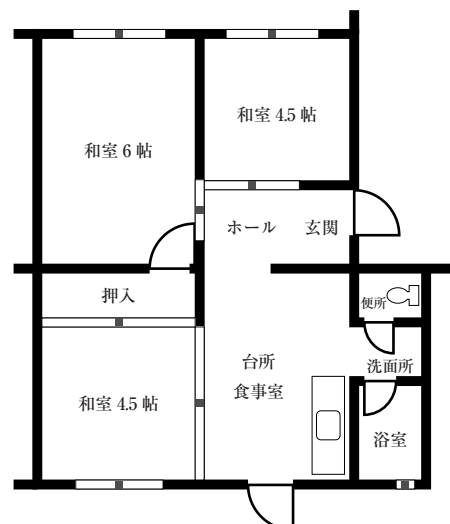
刀根山住宅 3DK



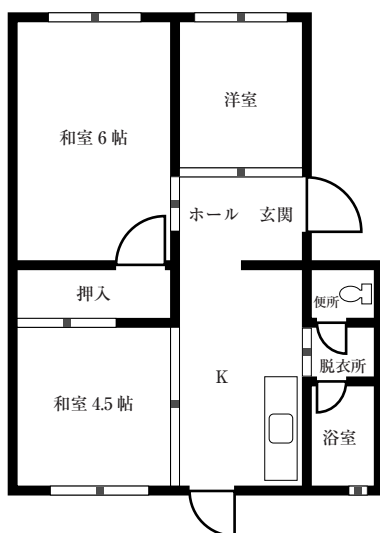
新千里南 3DK



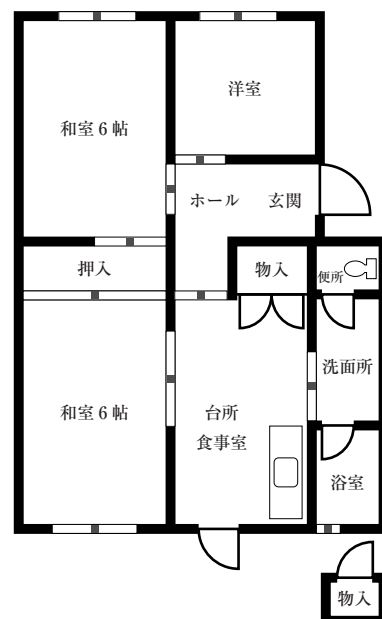
新千里南 3DK



熊野南住宅 3K



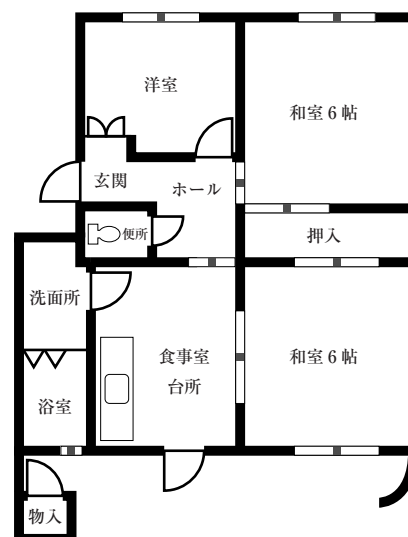
北条西住宅 3DK



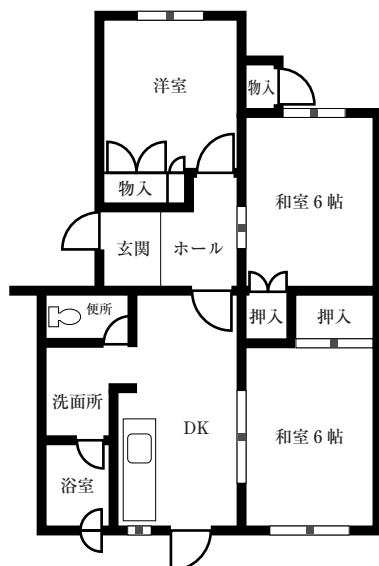
宮山住宅 3DK



宮山住宅 3DK(車いす常用障害者向)



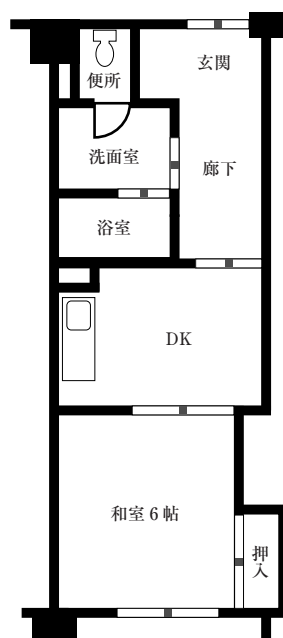
熊野住宅 3DK



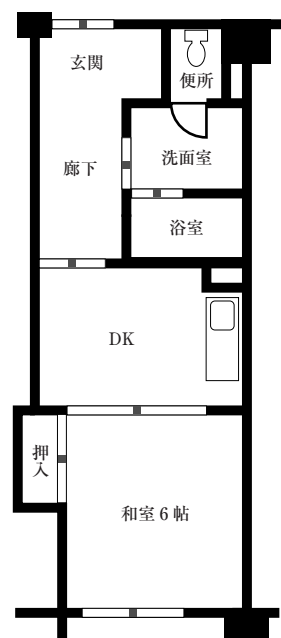
上津島住宅 3DK



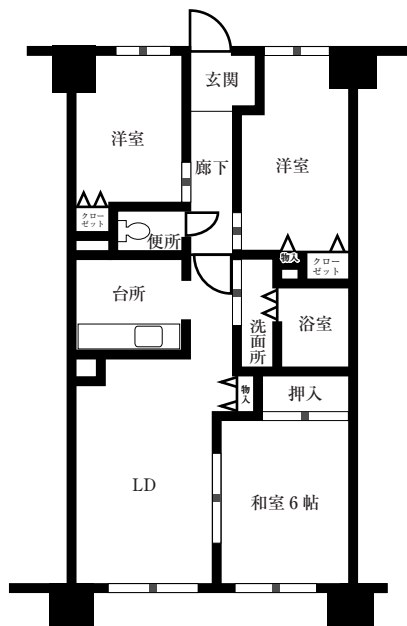
三国住宅 1DK



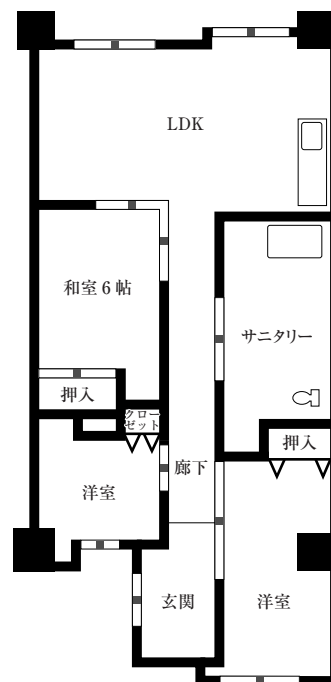
三国住宅 1DK



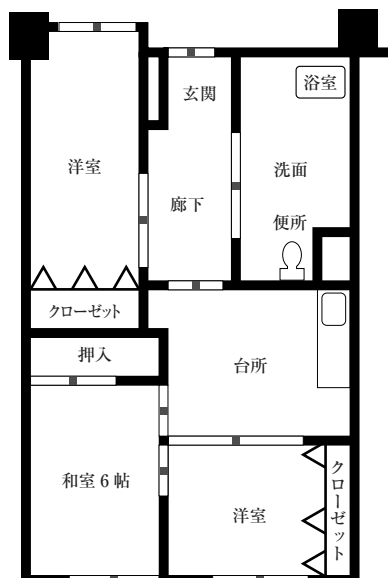
三国住宅 3LDK



三国住宅 3LDK(車いす常用障害者向)



島江西住宅 3DK(車いす常用障害者向)



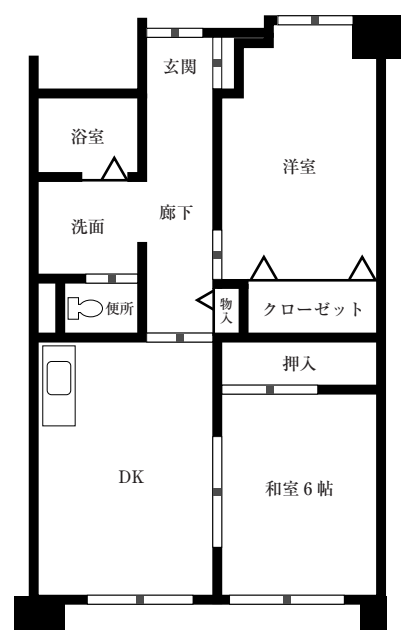
原田住宅 1DK



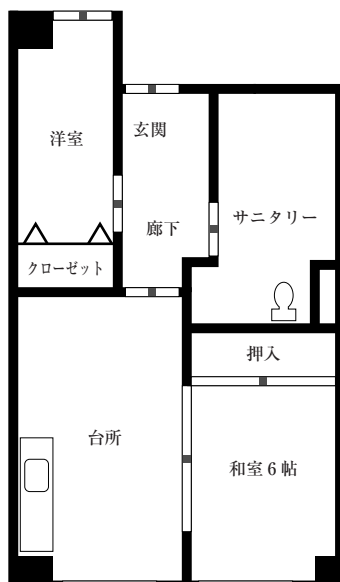
原田住宅 1DK



原田住宅 2DK



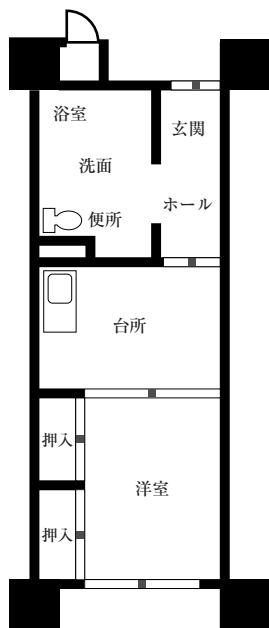
原田住宅 2DK(車いす常用障害者向)



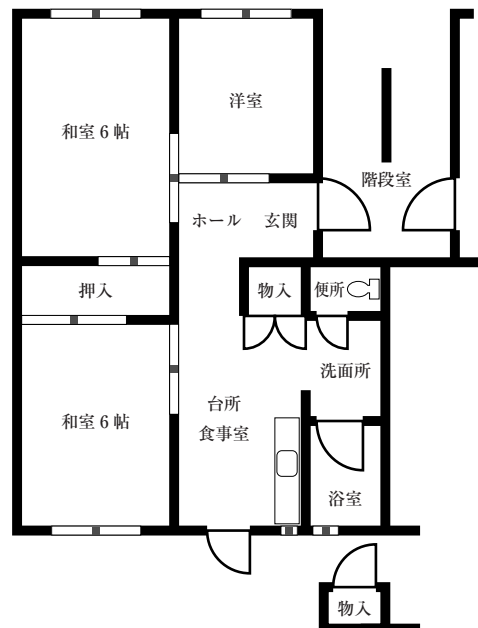
向丘住宅 2DK



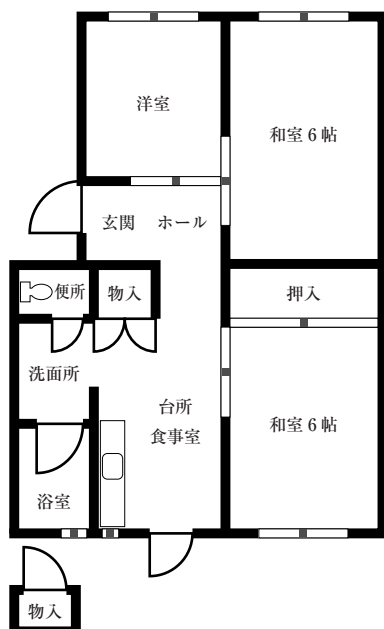
向丘住宅 1DK(車いす常用障害者向)



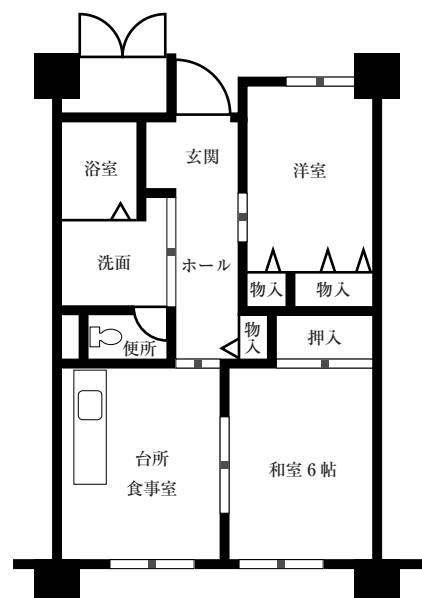
島江住宅 3DK



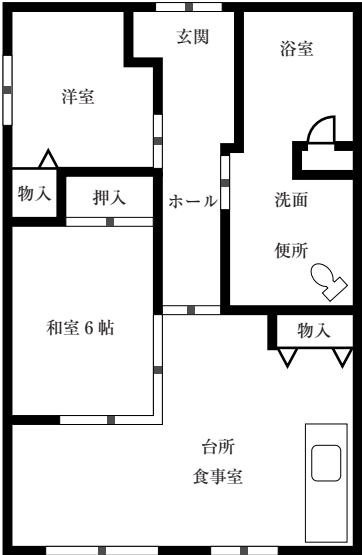
島江住宅 3DK



服部西住宅 2DK



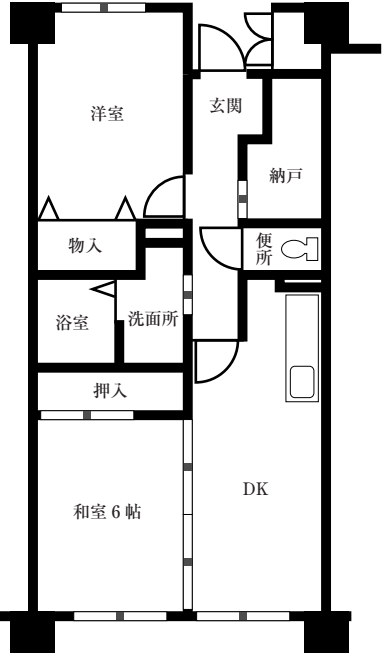
服部西住宅 2LDK(車いす常用障害者向)



服部寿住宅 3DK



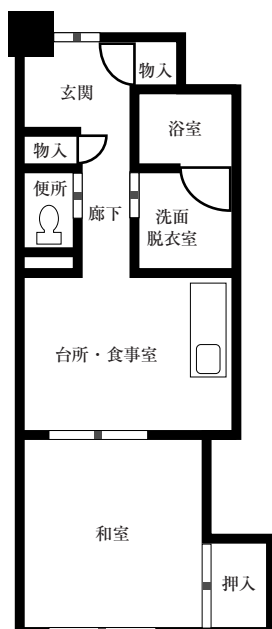
二葉第2住宅 2DK



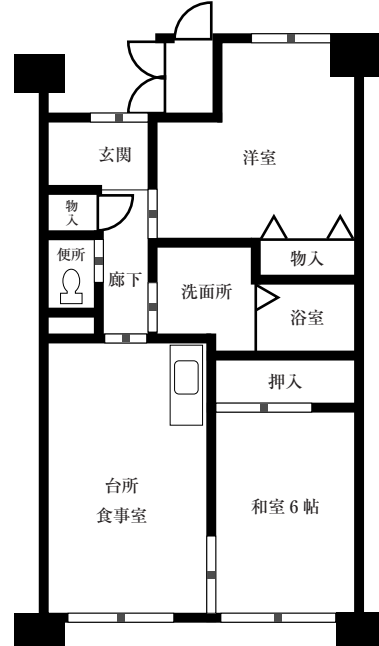
大黒住宅 2DK



二葉第3住宅 1DK



二葉第3住宅 2DK



【 表面 】

85円 切手を必ず はって ください 郵便はがき 5 6 1 0 8 8 1	豊中市中桜塚3-〇-△-□ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">現住所</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">豊中市中桜塚3-〇-△-□</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">トヨカ イチロウ</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">豊中 一郎 様</td> </tr> </table> あなたの住所・氏名・郵便番号をはっきりとご記入ください。 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市営住宅募集・管理センター (株)東急コミュニティー 06(6858)2395	現住所	豊中市中桜塚3-〇-△-□		氏名	トヨカ イチロウ	豊中 一郎 様	85円 切手を必ず はって ください 郵便はがき 5 6 1 0 8 8 1			
現住所	豊中市中桜塚3-〇-△-□										
氏名	トヨカ イチロウ	豊中 一郎 様									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">申込区分</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">201</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">住宅名 刀根山</td> </tr> </table> ※抽選番号	申込区分	201	住宅名 刀根山	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">現住所</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">豊中市中桜塚3-〇-△-□</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">トヨカ イチロウ</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">豊中 一郎 様</td> </tr> </table> あなたの住所・氏名・郵便番号をはっきりとご記入ください。 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 豊中市営住宅募集・管理センター (株)東急コミュニティー 06(6858)2395	現住所	豊中市中桜塚3-〇-△-□		氏名	トヨカ イチロウ	豊中 一郎 様
申込区分	201	住宅名 刀根山									
現住所	豊中市中桜塚3-〇-△-□										
氏名	トヨカ イチロウ	豊中 一郎 様									

[illegible]

結果 令和7年9月 豊中市営住宅入居者募集 抽選結果のお知らせ 豊中市長 このたびは申し込みました住宅について 抽選の結果、あなたは、 と決定いたしましたのでお知らせします。	番号 令和7年9月 豊中市営住宅入居者募集 抽選番号のお知らせ □公開抽選会（出席の有無は当落には無関係です） 日時： 令和7年（2025年）10月2日（木） 午前10時開始 場所： 豊中市立地域共生センター西館 （まるぶらっと西館） 3階 会議室3・4 ○抽選結果は、申込者全員にハガキにより通知いたします。 その他の結果閲覧方法は申込案内書P2を参照してください。 （電話での問い合わせにはお答えできません） ○申込書に記載した住所等に変更のあったときは、 必ず、指定管理者までご連絡ください。 ○申込区分や入居家族の変更はできません。
--	---

⑥以下のすべての質問について、「はい」か「いいえ」に○をつけてください。

- ※ 質問中に出てくる「世帯」とは、申込書表面の入居予定世帯（申込者+同居予定者）をさします。
- ※ 募集期間末日時点の状況で、お答えください。
- ※ 以下は、案内書P. 8、P. 10について確認するものです。

申込者が60歳以上であって、同居予定者が60歳以上または18歳未満の方だけの世帯ですか？	はい	いいえ
申込者が60歳以上であって、同居予定者が配偶者、60歳以上または18歳未満の方だけの世帯ですか？	はい	いいえ
身体障害者手帳（1～4級）をお持ちの方がいる世帯ですか？	はい	いいえ
精神障害者保健福祉手帳（1～2級）をお持ちの方がいる世帯ですか？	はい	いいえ
療育手帳（A、B1）をお持ちの方、または同程度の障害を有すると子ども家庭センターもしくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長（他府県の場合はそれに準じる施設）により判定された方がいる世帯ですか？	はい	いいえ
申込者が配偶者のない方で現に20歳未満の子どもを扶養しており、かつ、同居予定者がその子どものみである世帯ですか？	はい	いいえ
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯ですか？	はい	いいえ
海外からの引揚者（引揚げ5年以内）の方がいる世帯ですか？	はい	いいえ
平成8年3月31日までに厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯ですか？	はい	いいえ
同居予定者に、小学校就学前の子どもがいる世帯ですか？	はい	いいえ
戦傷病者手帳（特別～第6項症または第1款症）をお持ちの方がいる世帯ですか？	はい	いいえ

2024年中の総所得

2024年1月2日以後、開業
(転業)した人は案内書を参照し推定所得を計算のこと

月収額計算書 < 所得者が2名以上いる場合は、それぞれの所得の計算方法に従って月収計算をしてください。※「未満」はその数を含みません。例：10未満→0～9 >

※記入例は申込案内書最終ページ

給与所得者の
年間総収入金額

2024年中の税込収入。2024年1月2日以後に就職(転職)した人は案内書を参照し推定年収を計算のこと

年金所得者の
年間総収入金額

2024年中の税込収入。2024年1月2日以後に受給開始した人は年金証書の支払年金額。遺族等非課税年金は除く。

その他の所得者の
年間所得金額

なまえ A 弘 2 3 3 1 0 8 0 円 なまえ B 円

なまえ C 咲 1 3 0 0 0 0 0 円 なまえ D 円

なまえ E 一郎 1 5 4 7 0 0 0 円

年間総収入金額から年間給与と所得金額を計算する方法(該当する金額の欄で計算)

年間総収入金額	年間給与と所得金額
551,000円未満	0円
551,000円以上 1,619,000円未満	「年間総収入金額 - 550,000円」で求めた金額 ※10万円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を「4」で割り、千円未満を切り捨てた金額を、右表のaとする。
1,800,000円以上 3,600,000円未満	⇒ 「a × 2.4 - 100,000」で求めた金額 「a × 2.8 - 80,000」で求めた金額
3,600,000円以上 6,600,000円未満	「a × 3.2 - 440,000」で求めた金額
6,600,000円以上 8,500,000円未満	「年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000」で求めた金額

年間総収入金額から年間年金所得金額を計算する方法(該当する年齢・金額の欄で計算)

受給者の年齢	年間総収入金額 (a)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額 (a)	年間年金所得金額
65歳以上の方	110万円未満	0円	65歳未満の方	60万円未満	0円
	330万円未満	「(a) - 110万円」で求めた金額 ※10万円		130万円未満	「(a) - 60万円」で求めた金額 ※10万円
	330万円以上 410万円未満	「(a) × 0.75 - 27万5千円」で求めた金額		130万円以上 410万円未満	「(a) × 0.75 - 27万5千円」で求めた金額
	410万円以上 770万円未満	「(a) × 0.85 - 68万5千円」で求めた金額		410万円以上 770万円未満	「(a) × 0.85 - 68万5千円」で求めた金額

※その他の所得は、このままです

年間給与と所得 ↓ 年間給与と所得 ↓ 年間給与と所得 ↓

A 1 4 4 9 6 0 0 円 B 円 C 1 0 0 0 0 0 円 D 円 E 1 5 4 7 0 0 0 円

※10万円未満の時はその金額

☆ 次のページへ進む ☆

★ 前のページの続き ★

年間給与所得 ↓

A1449600円

年間給与所得 ↓

B

年間年金所得 ↓

C1000000円

年間年金所得 ↓

D

年間所得

E1547000円

下記の該当する控除額の合計額を記入してください。(各控除の内容については、申込案内書P. 14を参照してください。)

①同居予定者および遠隔地扶養親族控除	②老人控除対象配偶者 ③老人扶養控除	④扶養親族控除	⑤障害者控除	⑥特別障害者控除	⑦寡婦控除	⑧ひとり親控除
同居しようとする親族(申込者本人を除く)、および遠隔地扶養親族の人	扶養親族で70歳以上の人	扶養親族で16歳以上、23歳未満の人	障害者の人	特別障害者の人 ・身体障害者手帳 1級または2級 ・療育手帳総合判定「A」 ・精神障害者保健福祉手帳 1級	寡婦で、上記計算後所得のある人(27万円未満のときはその額)	税法上のひとり親控除を受けている人
38万円×3人=114万円	10万円×1人=10万円	25万円×人=万円	27万円×人=万円	40万円×1人=40万円	27万円×人=万円	35万円×人=万円

年間総所得金額合計

F3096600円

← A～Eの合計金額

控除額の合計

1640000円

＝

1456600円

÷

12

＝

月収額121383円

控除後の年間所得金額

月収額121383円

月収額が158,000円(裁量世帯に該当する方は214,000円)以下の方は申込みできます。
※一部住宅につきましては月収額が14,000円(裁量世帯に該当する方は139,000円)以下の方は申込みできます。

案内図



抽選会会場

地域共生センター西館(まるぷらっと西館)

3階 会議室3・4

住所:豊中市中桜塚2-28-8

お問い合わせ先

豊中市営住宅募集・管理センター

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市役所第二庁舎5階

(阪急宝塚線岡町駅下車徒歩 10 分)

06-6858-2395

平 日:8時45分~17時15分

定休日:土日祝